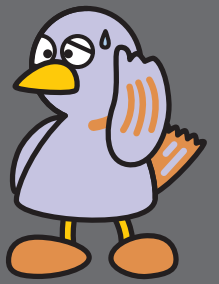




彩の国さいたま

埼玉県

犬の飼い主の皆さんへ



埼玉県のマスコット コバトン

放し飼いは

絶対にやめましょう!!

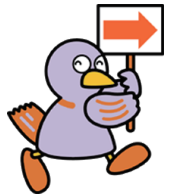
飼い主から見れば
おとなしくて かわいい犬でも
他人から見れば
どんな犬かはわかりません。

どんな犬でも事故の原因になる可能性
があります。それも、状況によっては
相手に大ケガをさせることも……

飼育しているペットが、飼い主の故意
又は過失によって他人に何らかの損害
を与えた場合、**民事上の責任**はもとより、
場合によっては**刑事上の責任**も負
わなくてはなりません。

事故が起きた時、犬の飼い主の管理責
任が非常に厳しく問われることを忘れ
ないでください。

具体的な事件例は「裏面」へ……



● 犬に関する事件の訴訟例

事例1 リード付きの犬が吠えたために転倒骨折した事例

- 散歩で通りかかったリード付きのラブラドルが突然吠えたため、自宅前で立っていた高齢者が驚いて転倒してしまった。

高齢者は足を骨折し、7ヶ月の通院治療が必要になった。

→ 裁判による損害賠償額：約440万円（横浜地裁 2001年）

事例2 伸縮リード付きの犬が飛び出して吠えたために転倒骨折した事例

- 散歩に行こうとした伸縮リード付きのミニチュアダックスフントが玄関先から飛び出して吠えたため、道路を歩行中の高齢者が驚いて転倒した。

高齢者は足を骨折して入院し、4ヵ月後に肺炎により亡くなった。

→ 裁判による損害賠償額：約660万円（大阪地裁 2003年）

※ 裁判では、肺炎の原因が足の骨折によるストレスの影響の可能性が否定できないとされた。

事例3 ノーリード（引き綱が付いてない）の犬が飛び出して転倒骨折した事例

- マンション敷地内の通路で、中型の雑種犬を散歩していた飼い主がリードを放したため、マンションの自室に戻ろうとしていた高齢者の背後に近づき接触した。

高齢者は転倒して足を骨折し、2度の手術を受けるが歩行困難になった。

→ 裁判による損害賠償額：約320万円（東京高裁 1981年）

事例4 ノーリード（引き綱が付いてない）の犬に唸られて転倒骨折した事例

- 友人の犬を連れて公園を散歩していた女性に、引き綱に繋がれていない他の犬が近づき唸った。女性は恐怖を感じて離れようとしたがバランスを崩して転倒し、大腿骨を骨折した。

→ 裁判による損害賠償額：約870万円（大阪地裁 2002年）

事例5 犬を避けようとしてバイクが転倒、骨折した事例

- 飼い主が散歩に出ようとしてシェパードの檻を開けたところ、犬が飛び出してしまい歩行者に向かって吠えた。走行中のバイクがその犬を避けようとしたが、犬に接触して転倒した。

バイクの運転者は転倒によって複雑骨折し、192日間入院した。

→ 裁判による損害賠償額：約307万円（最高裁 1981年）

事例6 ノーリード（引き綱が付いてない）の犬に衝突して転倒、骨折した事例

- 「犬の放し飼い禁止」の掲示がある公園で、サイクリングコース上にいたノーリードのゴールデンレトリバーに自転車衝突した。

自転車の女性は転倒して足を骨折した。

→ 裁判による損害賠償額：約82万円（名古屋地裁 2003年）

事例7 犬同士のケンカで飼い主がケガをした事例

- リードを付けて柴犬を散歩させていた女性が、リードを放していた別の犬と出会った。

犬同士は遊んでいたが、突然ケンカを始めたため、女性は自分の犬をかばおうとして手首をかまれ軽傷を負った。どちらの犬が噛んだかは不明であった。

→ 裁判による損害賠償額：約23万円（東京地裁 1992年）

※ 裁判では、咬んだ犬が特定できなくても、犬を放していたほうの過失責任があるとされた。

事例8 放し飼いの犬に追いかけて交通事故に遭った事例

- 買い物に行った10才の少女が、店が閉まっていたため店の奥にある経営者宅に行ったところ、突然、咬みつき事故歴のあるノーリード（引き綱が付いてない）の犬が吠えながら襲ってきた。

少女は道路に逃げたが、車に轢かれ、顔面に著しい損傷を負い、視力低下の後遺症も残った。

→ 裁判による損害賠償額：約826万円（大阪地裁 1982年）

放し飼い以外の事件の例

- 散歩中の秋田犬の飼い主に、若い女性が「大きな犬ですね、怖いですね」と言ったところ、飼い主が「何もしないよ」と答えたため、女性が座って犬と顔を突き合わせたところ、鼻を噛み取られた。女性は4回の整形手術が必要になった。

→ 裁判による損害賠償額：約220万円（大阪地裁 1986年）